

埼玉県副業・兼業人材活用促進事業補助金交付要綱

（趣旨）

- 第1条 即戦力となるプロフェッショナル人材を副業・兼業の形態で確保する県内中小企業に対して予算の範囲内において補助金を交付し、県内企業の経営力向上・競争力強化を推進する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

- 第2条 この要綱において「中小企業等」とは、中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する「中小企業者」であり、埼玉県内に事業所を有する者（資本金10億円未満の中堅企業で、県内経済への影響、中小企業との取引状況等を、県と協議の上対象とするものを含む。）をいう。
- 2 この要綱において「副業・兼業人材」とは、専門的な技術や免許資格、知識や技能を有し、業務委託契約等に基づき、職務や期間を限定して業務に従事する人材をいう。
- 3 この要綱において「人材紹介手数料」とは、中小企業等が埼玉県プロフェッショナル人材戦略拠点（以下「拠点」という。）に登録した民間職業紹介事業者に支払う人材紹介に係る手数料をいう。

（補助事業者）

- 第3条 補助事業者とは、拠点に相談の上、拠点登録の民間職業紹介事業者又は拠点が主催するマッチング事業への参加を通じて初めて副業・兼業人材を活用する中小企業等をいう。

（補助対象事業）

- 第4条 この補助金の交付対象となる事業は、別表1のとおりとする。

（交付基準）

- 第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助限度額は別表1のとおりとする。
- 2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（交付の申請）

- 第6条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。
- 2 規則第4条第2項各号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

（暴力団排除等に関する誓約）

第 7 条 補助事業者は、別紙 1 記載の誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（交付決定の通知）

第 8 条 規則第 7 条の交付決定通知書の様式は、様式第 2 号のとおりとする。

（事業内容の変更等）

第 9 条 補助事業者は補助事業の内容を変更（次項の軽微な変更を除く。）、中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第 3 号の変更等承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の軽微な変更とは、補助対象経費の増減が 20 % 以内のものとする。

3 知事は、第 1 項の規定による変更等承認申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定の変更等を行い、様式第 4 号の変更等承認通知書を補助事業者に通知するものとする。

（実績報告書の様式等）

第 10 条 規則第 13 条の実績報告書の様式は、様式第 5 号のとおりとする。

2 規則第 13 条の実績報告書の提出期限は、補助事業が完了（補助事業の中止・廃止の承認を受けたときを含む。）した日から 30 日以内又は当該年度の 3 月 10 日のいずれか早い日までとする。

（額の確定）

第 11 条 知事は、前条の実績報告書の提出があったときは、当該報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付すべき額を確定し、様式第 6 号により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第 12 条 補助金の支払は精算払によるものとし、補助事業者は、様式第 7 号の交付請求書により知事に請求する。

2 知事は、前項の請求書の内容を審査し、適当と認めるときは補助金を交付するものとする。

（人材紹介手数料等の返還に伴う補助金の返還）

第 13 条 補助事業者は、補助金の交付を受けた後に、人材紹介手数料等の返還を受けた場合は、様式第 8 号により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の規定による報告があった場合、補助金の全部又は一部の支給決定を取り消し、補助金を返還させるものとする。

(帳簿等の保存期間)

第 14 条 補助事業者は、規則第 20 条第 1 項の帳簿書類を補助事業の完了の日から起算して 6 年を経過した日の属する県の会計年度の末日まで保存しなければならない。

(その他)

第 15 条 県は、補助事業者に要綱に違反する事項が発覚した場合、交付決定を取り消すとともに、補助金を返還させるものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 8 月 20 日から施行する。

別表 1

補助対象事業	次の条件により、副業・兼業人材を確保すること。 ① 契約日が当該年度の 4 月 1 日以降 1 月 3 1 日までの委託契約であること。 ② 契約期間が 5 か月以内であること。 ③ 確保した人材が中小企業等の役員の 3 親等以内の親族でないこと。 ④ 人材紹介手数料の精算及び支払が当該年度の 3 月 1 0 日までに完了すること。 ⑤ 委託業務が完了し、精算の上、当該年度の 3 月 1 0 日までに副業・兼業人材への報酬の支払が完了すること。
補助対象経費	① 補助事業者が登録民間職業紹介事業者に支払う人材紹介手数料 ② 補助事業者が副業・兼業人材に支払う報酬 なお、①及び②には消費税額及び地方消費税額は含まないものとする。
補助率	補助対象経費の 1 0 分の 8 （千円未満切り捨て）
補助限度額	1 件につき 5 0 万円